元亨間記　八

ハ 13
2696
8

昭へ 12
2696
8

元亀間記　巻之廿二

目録

一藤井紋太夫ヲ手討之事
　并松波勘十郎ヲ仕置之事
一甲府御屋敷ヲ病気之事
　并根津左衛門ヲ手討之事

早稲田大学図書

筑後井筒氏を支配する事

松波勘十郎仕置之変

去程年貢の儀浦へ帰り[illegible]

嫡男宰相殿を伴ひ松平濃州方へ

指上り同大学殿の連枝方其外の家へ

撰嫌仕り越し久々[illegible]登城乃

[illegible]仕り作上り[illegible]黄門君へ撰嫌被

何歳[illegible]城仕り[illegible]大変久

々年[illegible]

[illegible]たる義

されを祝賀するを聴庭前無行成す
屋一名〻見物成に〻き音信出され俄年
其頃三吉の能を〻弓八幡田村羽衣之
年来の能好にて〻迫者の小性のごとく
乱舞す名高き人多く名を〻相まく
仕るため〻連枝方家〻出入の〻籠本は免
〻家中の業物見仕るを〻能始
まりて弓八幡を山辺美狭を次男左右衛お
勅を田村を中心信義を和泉を羽衣を英〻居拵まる〻音曲にて既年

其頃おの〻世間三吉目羽衣〻自身拵を
第〻身振〻強いり自〻光能の様子にも
お見得を〻能〻功者にて〻中入遊
まれ楽屋にて〻休息を後仕の装束未
石谷らを〻床机に〻腰かけ〻居井
役古吏を呼を〻信せに〻欲古吏〻石平
〻りて〻前に衆に其〻間美〻君〻懐中か
を通を取出を〻是井お見仕る〻〻
作成せら役古吏別〻彼の一通をお見
仕る事良久〻〻成を〻〻仕

出入りする風情で黄門様御三十七ケ条
のうち三ケ条ト披くと、第壱ハ黄門
様の数々の事の目を遮り遠ざけて紋太夫と
御七左衛門と紋太夫一言ト上る事お叶いに
黄門様を供紋太夫の胸くを引寄せ
御服装をして只中を一目通させらるゝ
めてと御ましゝ恐入る為ゝ御
持参ありしうつくしゝ御おそれ
上幕ゝ御所をとる夫ゝ相応の度波
御供奉より拝ゝ御お御ゝ連枝方

各ゝ御世を立去りける度井御ゝ対面
御楽屋ゝの御ゝ落新仕る第壱ハ
黄門様ゝ出年御紋太夫ゝ楽屋に
なりたりをを走りの法役人立合早速
度井ゝ死骸をゝ御屋敷の傍ゝ芥捨場
へ捨遣大目付小路林左衛門様佐度生助
松田市左衛門様ゝ法役人足百人余
出ゝ度井次太夫ゝ家来
石田一紋太夫様ゝ叶第ゝ
御手ゝ対ゝ遊石仕しの右御揃ゝ

只今屋敷を引取何方へ成共立ノく申
仰渡されし長崎仲間三十八人其夜の内年
ノ屋敷を追出されしなり
されし其上にて紋右衛門家内剛所の不身上
不如意の武具諸道具を御売ひしなれ共
銀一貫子七百両御借受ける外に後
紋右衛門死骸をいつ迄評ノ下されず菩提
所へ葬ることも仕ずに日数水戸へ
お送りなりける紋右衛門親を在る情と
なして水戸のノ上にて勘当なされる

者の悪しきを以て矣男の事成十五才ノ
ノ小性に召出され其後家髪ノ例
ノ秘蔵にて小姓に成り成長して
作兵衛に成り百石下し給ひ
勤ノ年ノ加増を得て千五百石を
立申ふし墓に出られ
能杉小兵衛と取入ノ老中二万石も
手をおくの七時ノ者性人ノ増也
公儀の目をそらす事数ノ系之其沢
江戸年松波嘉十郎と云者出来さる

野に住いの者四籠者瓦の家中にて如の者ら
謀叛を企て国々に立身者多く出来るものと見受り
彼松波立身の始めは当代名高く天下にし
て倹約者一より米稲垣荻原とて倹約
奉行出る　公儀の為之迷惑者を
吹聚成る徒運上をきしりとる町人百
性の欲まをとを少し顧て諸大名へも毎
月のごとく倹約の觸出る程京天下の
為年々成業中出るまおるいや農業
下々迄倹約の觸と松波等

兼御用を勤る者多諸能者法人を勝出し
の地利を能知るいつの時大名方身
上宜しかるいや家人の役人を不働故
人を不勝くの大名方島十郎う中にて
や扶持方を三四年のうちや借金をお断
しや身上を出しと云大名名代
の貧乏弁上流浪者河ア伊勢者言知ず
石抱くる処いうも三四年のうち身上立
出ず借金おも皆断を立と断法立ず
夫ら松波の名世上年少行くや身上の為

と云う禄高五百石抱へられ候に付名ハ和左衛
門百石大名より五ツ三ツ和石抱られ来り年数
九年斗のうち五百石三百石ずつ減り
まゝをかせられる其ハ水戸にて小不身上
の打ちと云ふ右抱米数量の者を取
立遊ハされし黄門君の代数度井筒を支
扶持ずつ家中の黄門君より為ず
可成者と仰せ松波を三百石にて召
抱られ江戸出府両所の普和を猶
ひ水戸の領国中を巡見し上ゲ切

新田を完聚し諸役運上を定め
元立いうまし公儀の為年お成べき振
り見ハし而百姓のいきと成諸役
運上の為大きくなりに成其上
度井と志めし合せ新規に無運上を取
立る事数ヶ条と黄門君の御ゆ奪
野より通り助ひらいしをゆ併条の道筋松
の町人抔も不法の仕方を夫百姓より山林木
の切出しの用或いを新田開発の用不と
中分又い諸運上を諸負をお成り居

[illegible]の在板の町人少しもて滞りし者を
水牢を仰付て入れ置家屋敷を没収ケ下の欲
き大官好次兵衛方井松波う私欲の
事起り如目付[illegible]計年密に被露し及ぶ
[illegible]貴門筋の側流の中を為して[illegible]
[illegible]を迎ふ者の仕体を[illegible]方井う科三十の
条なり兵衛[illegible]計り[illegible]
[illegible]の者なりて[illegible]稼多の[illegible]
所役を吏を仰付[illegible]
[illegible]

て三十七ヶ条の中三ヶ条下[illegible]
[illegible]の遠い[illegible]
[illegible]を助[illegible]三ヶ条
[illegible]方井一[illegible]
[illegible]を以の[illegible]
夜の中江戸[illegible]
[illegible]を[illegible]
[illegible]
[illegible]

前代未聞の曲者之民百姓を撫育して
世民の困苦を救ひ世こゝの為と称
なしゝ者なりしに只己生命の
私欲の為に数百の人をくるしめ事柱彼
世賊のもの共真の分を弁ずして
者好き生しを生を又自余の大石
をかすめつゝ之迷ひ首作分られけ新
真獄門に至る迄多利無数
甲府横ヲ病傘こゝ事
元根津左衛門ヲ手討こゝ変

甲府大納言横ヲ傘ヲ
大猷院横ヲ二男甲府左馬頭綱豊公の
ヲ嫡男也ヲ母傘ヲ元未詳ヲ公人
ヲて伊佐性さうなる者ヲ湯度ヲて懐
紹ヲ左ヲ院横ヲ用人越智子右衛
ヲ設け男子ヲて女子にて生れし後ヲ
母ヲ海年ヲ在し妻ヲ度にて
作にこゝ子右衛門なる其甲府屋
老ヲ中喜光ヲ扶ヲ迎年根津
校現ヲ建立分今い者名根津ヲ

天太清つ方より月満ちて宮中の四屋形ふて
ゆ誕生されあり彼の四屋形より法寺殿
則根津権現と申す三面の大黒之を以
甲府の四用人根津左馬ヶ家より伝りし
弘法大師の四仏より夫婦ひとりある事
なり此根津人先上らるゝ変
就中三面大黒尤左右弁天毘沙門を以て
七をもり悪魔を降伏し富貴を授る
なれば四家の法寺殿と社を建
る根津権現と勧請ひるゝ根津

太清つ献上之し故之故若ゆ誕生於
八ヶ月其後四毎年八ヶ太清妻より下
ヶ太清方にて男子を女子を
男子を越智氏新波と申甲府様天下に
ゆ並り名を松平の四性号を下され桜葵盛
清武と改めらを上野の国館林の城主千
作年を五万石ヶ石以載り実父子ヶ
を甲府より三ヶ石賜り四用人を
山ヶ四同服の四舎弟故太の通四屋之之
女子両人ヶ四籠ヶ木笠ヶ玉ヶ郎ヶ

[illegible]ども〳〵御自身〳〵甲府様の御養
[illegible]ども〳〵此両人も相意を立て出家を遂〳〵
[illegible]年経て世代変り石の早世にて法念の
事元亀利去程年甲府様の成長まで
[illegible]中の歴数は世に知る処なり法天下の相
続の御方数元禄八年に櫻田の御屋敷
の御館に法天下の用屋敷と号
し小性衆拝領をしたりをかの屋敷
御修復等をなし公儀より御入り
の御館代り法様を後より絶えぬ

吉日を撰ミ御[illegible]まし[illegible]
[illegible]御屋敷なり三世
[illegible]御の流中にも収し
[illegible]大名方にも[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]甲府殿[illegible]
[illegible]の家の枝子の病弱しかや[illegible]
[illegible]元来の実
生[illegible]御生の御顔を[illegible]
[illegible]持薬不石上[illegible]日に増
[illegible]曲薬院今大路道三

奥さまの接待に何いまをもとをとらえ
ける是年よりつかへまつる仕方の格よもお
見物日数十日も經ぬ是ら又しまの毎後の事
味をよく老后根はたわけを深くなりけき
或時の諸さまに上られるに其の病重故とら
ゆ様なる山法の四家神只事を具上申候
ゆ大切の四身の上を深らせをいを遊ぶと
四身持宜しきを知り嬉酒の勝ちを厳
表の法しを絶るつきまい年の人をしまる
年表の若生の行しき故よてをは

押付の若君をもを主せをよの身持宜しから
ぬを以の外の四家を同を信しまを上申
甲斐君いつまの四よりををりをや丈夫き
の事を海年者よりをを伝もをてに
稜折よ左わを吉ぶらよ拵れる不性
中者を付の腰の物を納あるを法よ
物にして左衛門を者なを付を志
をを死嶽を拵よと伝らを法
没人方を語を根はの死嶽を生成へ
遣を一表を集をよ紀を及ぶら

たるもの一子せう根はの家系絶えんとし
けるを幸ひ右のやまけの年以の年の事と
云ふ意が者との上意みを見ぬ及いて
甲斐の花中まに汗を掘り見とやしやの病
多級は上上しやの経意の事を生ていやの吉君
のやの信はよ五ふ〜つ〜人とおしの神社へ
祈願をとと行〜やの所祷を生まれとし
露斗し其者〜様〜行〜流〜やの経二意年
様〜せらまやの例流水村意斗取ち〜
やまは計まを水けを山をたを情い脱首を

落れ命斗助りを支合やの就きたら
様まて良しまを様をやの例二位やの小性屋やま
計まを様れ〜く所やの小性間新多つ意夜
やの側まを生て居やの勝の物を板せまを生まいく
きとめ奉る不思議ふ〜ふ〜様多ち〜ふ〜
都またを〜せらまやの様嫌まを多の事と
めやてを市を庭を意を去まて間新
小の成宿郎まて〜つまを叶い其身を命
たを〜ふ〜やの女の切先まを〜やの抱
中上を生まを〜間新老身まを自

恐と怪我成しうかすり疵数ヶ所有之
と少及りし間敷いと侯斟ハ[illegible]
叫ひたるまゝ[illegible]ハ夕陽此数ヶ所[illegible]
者ゝ[illegible]男子出[illegible]之と中せ[illegible]
男色半ばしたまれ[illegible]たの中大石を以て
甲府公大小を考へ[illegible]石ゝ上ハ[illegible]時の
拙ゝ仕せ[illegible]ハ万石を賜り侯四位侍
従年位ゝ[illegible]ハ[illegible]
英[illegible]西九[illegible]ハ丸[illegible]松平
と龍[illegible]のゝ[illegible]ハ[illegible]

計留

元正間記巻之十二

元正間記巻之十三

目録

一 間部越前守由緒之事

一 岡野間部士中ヲ伺ノ事

并甲府公ヲ病象ヲ全快之事

元亦間記　巻之十三

田原町五郎兵衛清忠五郎吉

間敷多古嶽岩子と成事

甲府君一度ハ短命の病気の所角兵衛

ハ全快ゆゑ天下を知り名を上ら

是偏に根津間敷両人のハたらき故なり

只我念ハ甲府君ハ代長久まてしゆい

根津右衛門一家のうち由緒ハ立下り

ゑ事ハ短命ゆゑ其筆ハ記しとゝ

出ものゝ小ハ拙し一命をかけら

江戸助抱十五ヶ間部越前守殿屋敷の出生
を見ぬ子孫らし事なき所甲府の扶
持人の孔雀後年百数多なりと云笛吹
左天性山出者なれ清州親を信仰ゆえ
年年久し毎月十七十八日両日のうちに
牛馬屠殺し糸造りけり本堂の前
に清めの手水桶を置ける水桶を置ける
と云者也し年久敷手水を置き清世
と云し朝夕晩迄柄杓を以前手水
清めの手水と唱へ数百の糸造り水を

行ふ行ふ八十七者糸しら年久しを
百数多なる月糸造り五年自然と
見受へ立寄り多なる取つゝ砂りを甲斐
守様立寄り多なる信仰ていこと
外松祠をとる間新しお慶り扶持し
たゝ小祠をかゝ俳雨抔ふ私宅
へ立寄り小石田原町表年古
小川玄菴と申浪人月水を
毎年看板目下私宅を申祈下
さる申ま七今農まて夫婦行もし

の中の前まで出て帰る清と男と共に出掛ける
来年去る秋と然る高ますけれども彼の五郎
を清宅へ武時見けるに折節五郎を清し
宿まで居合せさしたる縁てそこに三吉へ
相談の中信心の中事なる牧百人の系清年
出掛る表詳様のて年久しく中見を
中の方八ツ時分柄冷気よし成り掛
出の賀国まで中目出度まで女房長
早く中茶をせんしてて上ま家早時刻
移さる中茶漬成て上ませと添加ま

池を捨て多たくも拾い出すく茶た
をと呑て居る内侍ますます三四の男の子目の
中まで一を老敬生て行かさ生れ身と
見掛しうまおかしくて笑ると其方
の子ると見るまいうも悔ふ中世に間新
変て子供を集人掛や四人中世いと立
を知ハ中子ハ表紙成や集第八甲斐波
中扶持人間新多たくと乳母の役者
と前代江戸上下ますます第之主身
中子を集まつけまてやたしかを

小清水ふてし者八七三四年の内六月ごろ
元持長人屋敷にすまやと云お鼎を清吉夫婦
大き悦び見を傳ら観音のゆ引合せとゆ
ものまてに行のまゝ江戸おなじく笛太鼓
をやりはへを悔めし何卒左様の方へ生ム
よし出しを後ゝの為なもと為ゝ形し
居は行先秋ゝまゝ時しまゝ者の義故
お什さら業と行さゝめ居は知ら只今ゆ
作を兼ゝ見祝悦八しき業屋なゝは
何も作ら作ら清の七中今ゝ出ら石連

ゝまゝ形ゝ見石次第石仕八屋清ゝ家ゝ
笛之太ゆ教へ下ら知ゝ生雑ら海はと
中ける多太清し悦ゝ板ゝ嫌や早速
の業引ら家ゝ家業ゝ八明日ら吉日ゝ
ゝゝ悔同道石ら知ら夫婦のものと
屋お元為しゝ為ゝ清ゝ悔同道ゝ多太馬を
相三日ゝ鼎ら清ゝ悔同道ゝ多太馬を
居来ゝ時ら四約速めの通悔石連誠は
ケ板ら仕は上ら何ゝ上ら四ゝ行七年
ら成下ゝゝと為ゝゝゝお海ゝその年

十三歳幼名お鼎吉多左衛門子孫と成
月日を送りる処間も無くして能作出さに
多左衛門後年の事故笛の役業にて出
りるるお鼎吉も能ね見覚させんと懐来
役めて同道仕見物人の中を交りて能見さ
出しける処さ甲府宰相様自身
三井寺を拵八さ出ぬ能吉をとらかさ
ぬ覚を誰り悟そしぬの打囃多左衛門
若子さ成名披露さ及ぶ日さ笛る上さ
ぬ小性さ指上られ由作出され四季ぬ仕名

鼻紙代金十枚五人扶持為下し置き
ぬ小性既伊度報負さぬ新ケ来名ば役て
多門と名乗りは子にして跡さ叶ひ
減年ふしぎの出世之極る世双の名誉也
さて十九歳ぬ新しく彼作年ら生る百石
下し置き四例奉公さ石仕出ける若交多左
老年の年お多門さ立身を見て病死成
実父お鼎吉衛後居しく緑有入道と云
三人者後さ石出され越前守殿と
中ぬ世之真次清沢藩士と成越前守

所々に桐の間ヲ為おき勅りる緑有を老
令まゝ士郎吉ゝ侍従まゝ任せら是五万石千
成其外小人まゝ老まゝ相果けゝ者ゝ
間部八甲斐様ヲ狂乱の御を二十三歳に
て家ゝ初の通令を拵まゝヲ分抱仕らまゝ
ヲ病者おこらせまゝ御間部ゝヲ分抱仕御
ふ述小生の通のヲ客様まて只今世界及ぶ
とヲまつものゝ名付まゝ仕ケ様このまゝ
ヲ腰掛を拵せまゝ是ゝと中上りれい者之は
やまりゝまゝヲ後悔之能き在ヲ病気

まゝ〳〵密人まゝ様ゝ世まゝ間部を
宜敷ヲ例をを拵まゝ是ゝ志ゝ〳〵ヲ前を
主門を間部〳〵ゝまゝ是ゝ
間壮侍中ゝ間部越前ヲ家所ゝ
士中を窺ふ事
扨も甲斐様ヲ病者ゝ年斗ゝ及人ゝ写敷
武敷不思議の夢を見ゝ利失達ゝヲ討
ゝ様ゝ根付ゝ白之我君不意の御
病者ゝて〳〵ヲ討ゝお供と云ゝ汝年付
家ゝ君ゝヲ事公仕ゝ根元ヲ病生を

昌益と中ノ谷保宥の下士中ノ瀬やまに
者を為さ是を取て接邪を中ノ谷肢う
うひ根しとい〳〵終年夢ハさめて間部
ハ一きの思ひをなし枝明ノ家北信中ノ
性ノ家野泊を根う被ノ右枝の者し
ノ谷根はなたに家ノ絶ノ利
告ノ仕セ志てる谷一ハ世上〳〵法
を天の中ノ若ノ宜し加ノ家ノ
ひまる谷一と中合中ノ枝を内ノ幸年
云契文詠の三人ノ年況と云西忠の者

故たの者を〳〵密ノ中ノ家一他言反ハ
由神文を恐め血判て尽ノ七叔中家殿の
枝変を引放一ちを拙ノ味のとき為
ノ色の幣ノ札を牧悍ノ家を則是を拙
出ノ家肥後中ノ間新越前ノ大ノ年
おとろき麻を元のノ変一夫夢
年後の密ノ川〳〵根の一ノ是い先
達ノ甲府天ノ中ノ屋一ノ和代の仰天
下分中ノ後ノ反を〳〵中ノ新宅の中地条々
ノ連護持院大僧正来て一日中ノ

禍まて〻其を理めの至一者に國中佐中も
法〻合点ゆつて　之傷へ消護持院
吹体とおふくやと　お淡の処間部越前守
笠〻剣〻〻支度〻　以の外なり其護持院
斗の和為ゆ〻ゆ〻を　ゆ〻彼〻て　後義七〻天
下を騒動出来る　我君形をゆ運以み
〻て上形を〻天下を知〻百〻〻〻
延住に其御〻ゆ五人〻自〻天下のゆ威
脅をゆゆ吟味を〻〻おそ〻〻〻〻大事
のゆ政督ゆ〻〻〻〻〻ゆ病気

法華特ゆてゆ全快をらされを増〻〻事を
〻ゆ〻〻先走を〻〻密の義社天下のゆ為
の為ゆゆ〻ゆ〻を法中を検〻ゆを〻〻ゆ自
半〻反を芝季といふ所の〻ゆ日切を以ゆ罷
出清〻〻〻道理の分天晴の只三中へ
〻拝ゆ〻ゆ〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻
坊主〻〻度ゆ〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻
太郎机〻〻を拝〻〻後不安や急ち
ゆ病全快ゆて〻ゆ病中の様子を問ゆ
ゆ為を〻ゆ〻細〻を上及ひ〻〻〻

欲くの外ハ後悔先立病中の第ハ御ゝの
見元を皆の者手対ゆ仕ル庭を負
せ〻る事を出来ず終ニハ及ぶとハ欲ス清ゝ
ハ対ゆ為ゝ小村ゝ斗ゝ涙式ハ立
下され腕を養ふる山本右衛門規
ま玉人扶持下され天下ハ薬を根津
の宮ハ建立ゆ中の石仕ル町ゝ作ル
ら迄繁昌の為遊女を置され根津の町
と名付ら三面の大黒天を根津権現と
勸請せり日ゝ社ハ二ハ建一社ゝ根津

左衛門ゝ神ゝ祭ゝ神ゝ伊吹ゝ石
下ル迄ゝ年ゝ祭礼ゝ為日本橋四
市ゝ根津ゝの所ハ建立甲府公ハ代
の間ゝ江戸才一の繁昌也

神ゝ根津俳ハ薬師人ハ為法
医師ゝ久志ゝ寺ハ護持院
とゝ〻ハ病気ゝ癒ル様ハ為ル
笑白殿ゝ姫君ハ下向ハ様ハ威勢
まハ〻ゝ人ゝ天下ゝ甲府君ゝ
年ゝ迄ゝ江戸中ゝ

評判取扱ひ方

元亀間記巻之十三

元亀間記巻之十四

目録

一 薬師寺宗仙院我意有けるの事
　　美濃ち威勢廣大成事
一 浅野内匠頭切腹之事
　　黄巾赤眉之事

元正間記　巻之二十四

藥師寺宗仙院我意年代の義

天濃七歳背京廣太成事

去程ゝ甲府君志ゝゝゝゝゝ病氣の間風聞多

まちゝゝゝゝゝ佞人奸曲の面ゝ絶対ゝ書

君の義お待処ゝ間も形ゝゝゝ病氣登快

生ゝ其年京都ゝゝ関白殿姫君ゝゝ向

ゝ聘礼おゝゝのゝ甲府君益ゝゝ威勢の

事数多ゝ志ゝゝゝゝ居族ゝゝ

志ゝ一位様女の九様秋食少將光年

一味の薬しを天下三つ[illegible]
[illegible]事を好[illegible]
[illegible]江戸の繁昌[illegible]
風[illegible]草木の[illegible]
事[illegible]元禄[illegible]日出[illegible]
十四年[illegible]其比天下の名醫師藥
[illegible]宗仙院[illegible]元来[illegible]多能登屋家中
[illegible]親[illegible]次郎左衛[illegible]百石
[illegible]次郎左衛門[illegible]明暦年中因役
岩淵武左衛[illegible]根[illegible]某[illegible]方へ来て

[illegible]の上[illegible]治郎左[illegible]を切殺し立退
[illegible]宗仙院幼名治三郎其年十
七[illegible]奥庭[illegible]小[illegible]併を伺[illegible]
拍音[illegible]ところ[illegible]欠[illegible]
[illegible]親次郎左衛門
父の刀を[illegible]切[illegible]岩淵[illegible]
と抜合せ切[illegible]岩淵[illegible]其比
[illegible]少[illegible]太刀[illegible]の名人[illegible]
治三郎[illegible]の小脇[illegible]
脇を切[illegible]

義者なれども事成せざるやうに思へり雖然
我古文を討論するに其の脱首
歩高き事なし故父の法式を学ぶ侍なり
成り行て五年医者となる京都二年
久しく学問を励まし其後江戸に出
橋三菴と名乗町醫となる
廿年前行年斗り不自由なる利
形に療治を上るまて天下の立菴
と言へる名高き医者なり先年
杉本天満宮大病の御祈願から名医な

を尋ねられたとの事なり其節
立菴療治者に罪逆令使年及七十
天満宮に持まて天下の医師は何も
ら迷はしめ百石下されの丸様の病
の形を掘出し不思石四加増生法下米
但七十三人其他三人程に
米蔵両人を付る程に其年二月
大八日出れて志のもの丸様の病
お身登体なる事下京橋に京都名
屋る御り海内の足のうれら大き年

逆を安とし陸尺方を表の下役にて
五助と云陸尺仕ふ所にて
まい〳〵先分早〳〵宗仙院
短冊の宗仙院おのき悔き奴ゝ邪
分口按分一計り首を切落し出仕
成られる下京橋ゝ百人組番所近辺
天九郎与力同心之ゝ歩士目付中
お達らき逆死殿ゝ取捕ゝ利夫分
宗仙院ゝ殿中ゝ悪仲ゝ列仕の時ゝ在
出ると云〳〵ゝ松平長門守殿

宗仙院悪く堪ゝ今〳〵ゝ日目付分
被露出て義〳〵ゝ天性の御ゝ御ふ
と中ゝ逆ゝ宗仙院長〳〵ゝ用の
作ゝ成ゝ悪ゝ不逆〳〵年及ゝ
ゝ下ゝ分をゝ不順法仕ゝ苦
ゝ天流ゝ重〳〵ゝ毛氏ゝ明氏義
ゝとの車之支分玉の丸様ゝ所祇同
之尾能退出成ゝ成ゝ今日式日との
弟ゝ下ゝ先ゝ不様ゝ成ゝ
刻〳〵ゝ成ゝ身を出ゝ出仕

りて出仕し奇しく宗仙院の不
同法多き処より頂戴一石斗にて一命
さらに拾ひ事頂戴仕り敬之自余
の殿ケ様の筆ゆしく多ち就ての御法と
成身上石上らきつ拾ひと御利益し
り

四十七人夜討之事

翌年同年三月不意の騒動出来
御ち拾ひ赤穂の城を浅野内匠頭
を能加腹ふ伝月廿五日義士傳

赤穂藩第内侍所朱通し書物出
何匂ふ世の人の知る其事のを
傳奏家流江戸へ下向上月石食應
の役清地内匠頭伊達左京亮上命
別しく公家ハ食應の第い言家流の
ハ[illegible]の処言家の筆所吉良上野介
を代日の意趣を止事を沙汰三月
十四日勅答の日殿中松の間年おゐ
内匠頭上野介を切とらを処梶川
与惣兵衛居合せ内匠頭

紀伊国より其御り殿中の諸動只事非ず
御〻〻〻〻勅答を渝りて朝廷
田村右京大夫に書を下され其旨庭田下総守
大久保右京大夫侯使として内匠頭義侍
奏聞の為食應役を仰付られ紀日之勅
有之由にて殿中を警衛の吉良
上野介へ加藤不調法至極の旨
加藤伯耆守へ仰付られ
田村右京大夫書院の座敷にて加
藤と伯耆守徒目付庭田武太夫と

天下の御法式
權現様御定喧嘩両成敗の条始
作仕置有〻と世上
感服せり内匠頭
事形不分明及ひ此方を是非の御味方
なく乱心の者當人加藤伯耆守を
なく主を斬る条
先例の通り内匠頭に加藤伯耆守
を乱心の御法を以て御切腹
上野介へ他日の意趣を含の条

[illegible]紀日の高越と
上軍を達し上を安の喧嘩と喧嘩を於て
[illegible]両成敗仰付られ是天下の
[illegible]法式年相違之儀根元を尋ぬるに吉良
上此分嫡子い上杉播磨守殿より来る
真上紀品を天下の[illegible]軍喧嘩と
[illegible]紀品を松小[illegible]上此分義
[illegible]持相入とのの内高之[illegible]
元来吉良上此分を[illegible]中[illegible]に
[illegible]自分用事相[illegible]と云[illegible]

紀品の[illegible]前の首尾を取持
[illegible]内匠頭一人[illegible]切腹之
[illegible]大名を小士の[illegible]道前まて切
腹仰付[illegible]事を[illegible]
の科を喧嘩の法を[illegible]仕立
事を小士同前仰付られ[illegible]内匠頭
い[illegible]し角し一家一門の恥辱を[illegible]
む[illegible]縁会相家[illegible]の代り和田義盛
謀叛を起[illegible]何あて一門九十三[illegible]
の[illegible]江柄の年を[illegible]同法の義[illegible]

小糸等時のはつりして手ぢき縄をか
け法大名の目通を引やう和泉守を
長谷川左兵衛尉達人を企て此合戦に勇
此たゝかひ和泉守所の表門押破りや殿
様火箭を放つて焼上り蔵舎を焼尽
為ん為に和泉一ツ対死一ツとなる
内通既に疑なしての生害本家の者なれ共
松平安芸守とはめ法華堂の一門峰や等
念上人一山仕置し矢張ちはうしい之
赤一ツ矢法ちの政務の様子

忠角大名等を指さる勢 お家を恨ちる
指さるれ利支尼いよとこそ其比
東海戸七屋敷新宮浦 杉前之殿 七屋
ちる屋敷 石杉前 千三百石
為ゆけ其事 上之
杉前陸奥ちと名を啓ゝ戸帰や三家
松平紀伊ちと名付て下ち人の加賀
宰相ちれ京極加賀ち大久保加賀ち
因名ち表ゝ尾張ち常陸介と
ち名之陸戸ち陸奥ちの因名ち言てなし

是古来分の義なるべき其家の参考よい加減寧
相殿まして百十万石の大禄と云へた先祖
伝まいらるべきなる先祖前田又左衛門と
号して薩摩に於くしたる大将頼朝公の
後流なるべき五百年と来薩摩大隅島
義と琉球国を兼ねる七拾万石を押領
なり陸奥なる奥原の嫡流山陰中納言
朝宗なるべき奥尺伊達なる下向なる
以来六拾代相続代々の名家なるべ
奥州半出六十郡八千石の大名なる

東年伊達西と薩摩天下なる二人乃
大大名なる時の果報なる大禄な
官なる家なるを以て両家なる有
なる者なるべし庶子の天子い性を授
まる我朝八百王百世相続源平及橘
の四性なる武将とあるべき上天命
家柄なる才一なるなる上天命
となる
権現様ゆ代なる陸奥なる薩摩なる同名
なる形なる両家の面目なる変なる七屋
薩摩なる於前陸奥なる同名ゆ免なる

事に成ぬ法度を紙令
にて作り出し政道を乱る長法也
いにて是をいさめ奉らざるやケ様の事早
く長崎奉行のおそろしき事之
なれば陣社内通ひ辛士同者の加役小系
第附沼柄の手を縄を打て和田義盛
逆心を思ひ立て松平安房守を
を持て天下へ恨を合せる板の漢斗
長法者の不法甚を仕る事なり
を法を除生めの情無のゆふを

法度を沼力表の者
に殺生禁制なれて万一
行ふ者は右数多の犯を
是其年別て高
野の僧停止の仕せ出
たる杉の梅火を付て首毛を
振定め苦を
出す古来分の首毛を振焼
殺事を世たの三の苦也
事し殺一の二條法度血汁

是の血を流して呼び叫び首毛を
振るひ目を怒らし三尺の剣を
右手に持ち大石引きを大見得に
見えらしきまつり役人淡々として
毛を苅り小ぶを苅る海をまたぎに
見物を見苦しき事と其官人七重も
あるべし　扨軍中に入て後黒
也漢高祖四年の末三年大乱の始まり
天下の軍法角と云ふ一揆起り其者
どもの黄巾を以て布を包み

頭に朱をさしまつり味方の合図にたる是を
黄巾赤眉の賊と云今の首毛を振ら
さる事なき一天下火色の大変出来せ
かるべ泰平の世にて万の道おとろへ居
る故浪の妻来てまりていりて
万の首毛振事なつかんや家々に於て
味方の大石を兼て中合に事起らを
先黄巾赤眉の首毛振を味方の合図
とす故に欲を以て貧乏なし
の人民を見て因士打を入て

とも合せて三度浅野たとへ逆臣の罪人を
たりしも天下の政道司るものなれば
るべの法度立らるべき謀叛人といふべ
きなり然るに一人金戻なれども一揆起
る當　将軍代を継知り給ふ後長
誠年間貴君の政治ますます及ひ難し
ゆ年の事なるべきに元只好色より起り
し天下の政務を忘却なし護持院の
物語大悪道の事なれば切腹を仰て申相
違なきなり杉山薩摩守政道に

但せられ稲垣萩原の盗人役人出て来る
と　将軍の御誤り言語道断内匠頭
切腹仰せられ赤穂の城清水内匠頭
拝領赤穂の城清水内匠頭にて田舎城
和板清水内匠頭中足軽の城を木下肥後守
へ命ぜらる検使役人目付高木十左衛門
榊原采女石原新左衛門赤穂へ出張
内匠頭江戸屋敷いづれも三日目に上る
家臣頭取より下へ命ぜられ其内近藤家
老大石内蔵介赤穂籠城の内法度等を

とし久先天下の四國を奪て奪後四月十八日
城お渡し赤穂城を永井伊賀守
お受取申候

元正間記巻之十四終

鹿用
吉川氏蔵之